

「証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ」（第3回）議事要旨

【開催日時】 平成13年9月12日（水） 午前10時～11時30分

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

- 【主な議題】
1. 新たな顧客交付帳票に関する諸問題について
 2. 証券決済制度改革実現のために解決すべき課題の洗い出し・整理について
 3. 今後のタスクフォース等の設置について

【議事要旨】

1. 新たな顧客交付帳票に関する諸問題について

日本証券業協会会員部担当者より、「新たな顧客交付帳票に関する諸問題」について説明が行われた。

(1) 「取引残高報告書」制度の導入について

- ・ 平成13年4月に、証券取引の電子化の推進や将来の決済期間の短縮化等に対応するため、また、複雑になっている顧客への交付書類を分かりやすくするために「証券会社に関する内閣府令」等の関係府令が改正され、従来の法定帳簿である「有価証券預り証」及び「受渡計算書」が、新たに「取引残高報告書」として一体化された。
- ・ 「取引残高報告書」は、証券会社等が、原則として定期的（四半期（3ヶ月）に1回以上）に顧客に交付され、株式、債券、投資信託などの有価証券の売買等及び信用取引、先物取引など、当該期間中の証券取引に関する全ての取引内容と、これらに伴う預り金又は有価証券の出納内容及び取引された後の期末の残高等を記載される。
- ・ 取引残高報告書制度の導入に当たっては、内閣府令の附則において、所定の経過措置が講じられており、証券会社等は、平成14年3月末日までの間に、適時、「取引残高報告書」制度に移行することとされており、「取引残高報告書」の交付をもって、既存の「有価証券預り証」を顧客から原則として回収することとされている。
- ・ 証券会社等が「取引残高報告書」制度を導入するに際しての一番の問題は、今後、新制度を個々の顧客に御理解いただくよう周知徹底を図るとともに、個々の顧客から「預り証」を回収しなければならないことである。特に、顧客の財産を管理・運用するような機関投資家（ファンド、年金等）では、別途、証券会社との受渡実務に関する内規があり、その中で、預り証による受渡・決済が求められているため、預り証から取引残高報告書への切り換えに支障があるとの事情も洩れ聞こえている。
- ・ 日本証券業協会としては、現在、「取引残高報告書《Q&A》」を作成中であり、当局と調整のうえ、最終版が出来上がり次第、会員通知を行うことを予定している。

(2) 電子交付に係る内閣府令の改正案について

- ・ 金融庁より、8月8日から8月28日の間で「書面交付の電子化に係る証券会社に関する内閣府令等の改正案の概要の公表について」のパブリックコメントが実施された。
- ・ 同内閣府令等の改正案の主な内容は、現行府令で認められている方法である「電子メールを利用する方法」と「顧客がホームページからダウンロードする方法」に加え、「ホームページにおける認証画面での閲覧による方法」と「ホームページにおける通常画面での閲覧による方法」が追加されている点である。
- ・ また、交付に係る要件についても改正が行われている。
- ・ 今般の改正案においては、交付頻度が高いと考えられる8つの書類が改正の対象とされている。
- ・ 日本証券業協会としては、今後「電子交付に係る内閣府令の改正案に関するQ & A」を作成することを予定している。

○ 主な意見

- ・ 日本証券業協会は、保管振替機構等とともに今後も電子化の推進を積極的に図っていただくようお願いしたい。
- ・ 「預り証」の廃止、「取引残高報告書」の導入については、証券会社等にとってはスタートの時期をできるだけ一緒にすることが望ましいと思うので、信託業界のみならず、銀行界等々とも相談いただきたい。できれば、システム対応等もあるので、早目に時期を明示していただきたい。
- ・ 様々な事情はあると思うが、投資家におかれては、来年の4月までには新しい顧客交付帳票への移行に御理解いただくようお願いしたい。

2. 証券決済制度改革実現のために解決すべき課題の洗い出し・整理について

事務局より、「証券決済制度改革実現のために解決すべき課題一覧（案）」について説明が行われた。

○ 主な意見

- ・ 米国テロのような例もあるので、決済機関のバックアップ・システムも検討して欲しい。また、参加者側のバックアップ・システムについても、参加資格等の一環としてどこかの時点で検討すべきではないか。その際にはリスクとコストの関係も整理すべきだと思う。
- ・ 重層構造の下での信託財産であることを第三者に対抗できることが担保される決済制度として欲しい。また、決済途上証券の担保化に関しては、顧客の同意の取り方等について柔軟な制度を検討いただきたい。
- ・ 顧客資産の担保利用については、顧客の同意が前提となる。その同意の取り方の手続きを円滑に行う方法等について対応を検討することとしてはどうか。
- ・ 資金決済についても国際的な水準まで持っていくべきではないか。（外為市場委員会とも連携を図りつつ検討することとした。）

3. 今後のタスクフォース等の設置について

吉田座長代理より、今後のタスクフォース等の設置について以下のとおり提案があり、基本的に了承された。

(1) 「一般債」のタスクフォース

既に設置されている「一般債の新決済制度に関するワーキング・グループ」の中にサブワーキングを作り、一般債の新決済制度及び移行スキーム等に関して至急に検討するよう要請するとともに、同サブワーキングを本ワーキングのタスクフォース的な位置付けとする。

(2) 「投資信託」のタスクフォース

本ワーキングの下にタスクフォースを設置する。

(3) 「全体課題」のタスクフォース

全体の課題の方向性等の検討を行うため、本ワーキングの中にタスクフォースを設置する。特に前回ワーキングで重要課題であると認識されたDVPモデルの検討については、個別商品毎の検討の場における議論と連携しつつ、きちんと行う必要がある。

○主な意見

- ・ 投資信託の受益証券の決済制度については、ある意味一番合理化が遅れている分野であり、論点を拡大して議論を進めると、意見の集約が難しくなることが懸念される。当局から、現在検討しているある程度の青写真をお示しいただいて、的を絞って議論を進めていければ効率的であると考えている。
- ・ 一般債の決済制度についてはタスクフォースを作って議論を進めていくべきだと思っている。特に法案作成作業の手続き面からも急いでいるという状況であるので、実務がスムーズに回っていくかというチェックは速やかに行うべきだと思う。手続きとして、一般債ワーキングの中にタスクフォースを設けるとなると、迅速な対応ができないのではないか。
- ・ 一般債のタスクフォースは、一般債ワーキングの座長一任の形で迅速に設置することが可能であると考えられる。当然、一般債ワーキングにも報告することになる。
- ・ 一般債の問題は、検討する項目が多いことから、検討が遅れると全体のスケジュールに影響を及ぼすので、なるべく早く立ち上げて欲しい。
- ・ DVPモデルの検討については、まずはあくまでも個別商品毎の検討の場における意見を集約した後で、どうするか検討すべきだと思う。まず、個別商品の中で決めてもらえれば良い。
- ・ タスクフォースのメンバーを公表して欲しい。

【今後の予定】

タスクフォース等の検討状況を踏まえ日程調整することとした。

以 上

問い合わせ先

日本証券業協会 市場部

TEL : 03-3667-8516、3667-8456

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

証券決済制度改革の推進のためのワーキング・グループ

平成13年9月3日

座長	神田 秀樹	(東京大学法学部教授)
委員	荒木 俊彦	(横浜銀行市場事務部グループ長)
"	安藤 淳一郎	(日立キャピタル財務部企画グループ主査)
"	石谷 厚志	(大阪証券取引所経営企画本部企画グループサブ・リーダー)
"	岩永 守幸	(東京証券取引所決済管理部課長)
"	小村 芳明	(富士銀行決済事業企画部調査役)
"	佐藤 徹	(三菱信託銀行受託財産企画部統括マネージャー)
"	重田 修	(大和証券投資信託委託企画室次長)
"	鈴木 啓介	(三和銀行市場国際部調査役)
"	背山 良典	(証券保管振替機構企画部次長)
"	茅野 茂昭	(野村証券総務企画部総務企画二課長)
"	寺田 尚之	(日本証券業協会店頭市場本部店頭市場部課長)
"	徳本 進	(フィデリティ投信計理部部長)
"	中嶋 典子	(モルガン・スタンレー証券株式管理部エクゼクティブ・ディレクター)
"	平澤 進	(チェースマンハッタン銀行グァイス・プレゼンテーション・ビジネス・マネージャー)
"	水野 正	(八千代銀行市場金融部市場営業課長)
"	三守 栄夫	(明治生命保険運用管理部リスク管理グループ課長)
"	迎田 秀記	(三井物産財務部企画業務室マネージャー)
"	望月 稔	(日本興業銀行証券部調査課長)
"	山成 由起	(つばさ証券経営企画部副部長)
"	横尾 賢一郎	(経済団体連合会経済法制グループ長)
"	吉田 聡	(大和証券イスエムビシー経営企画部次長)
オブザーバー	山崎 晃義	(金融庁総務企画局市場課企画官)
"	長崎 幸太郎	(金融庁総務企画局企画課課長補佐)
"	金子 直史	(法務省民事局参事官)
"	坂本 哲也	(日本銀行信用機構室調査役)

*モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター証券は平成13年8月6日付で、モルガン・スタンレー証券に商号変更

*三菱信託銀行は平成13年9月3日付で、下牧政文氏より委員変更

以上26名
(敬称略・順不同)